

中城湾港港湾計画書

— 改訂 —

令和4年3月

中城湾港港湾管理者
沖 縄 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 2年6月 第13回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成 2年8月 港湾審議会第132回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 6年 3月 第16回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成 7年10月 第17回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成 7年11月 港湾審議会第156回計画部会
- ・平成10年 1月 第20回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成10年 3月 港湾審議会第165回計画部会
- ・平成12年 3月 第22回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成16年 5月 第24回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成16年12月 第25回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成18年 3月 第26回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成18年 8月 第27回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成19年 3月 第28回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成19年11月 第29回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成22年12月 第30回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成23年 3月 交通政策審議会第40回港湾分科会
- ・平成23年 9月 第31回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成26年10月 第32回沖縄県地方港湾審議会
- ・平成29年12月 第33回沖縄県地方港湾審議会

の議を経た中城湾港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I	港湾計画の方針	1
II	港湾の能力	5
III	港湾施設の規模及び配置	6
1	公共埠頭計画	6
2	旅客船埠頭計画	6
3	フェリー埠頭計画	7
4	専用埠頭計画	7
5	水域施設計画	8
6	外郭施設計画	10
7	小型船だまり計画	11
8	マリーナ計画	13
9	臨港交通施設計画	14
IV	港湾の環境の整備及び保全	15
1	港湾環境整備施設計画	15
V	土地造成及び土地利用計画	16
1	土地造成計画	16
2	土地利用計画	17
3	海浜計画	18
VI	港湾の効率的な運営に関する事項	19
1	効率的な運営に関する事項	19
2	外航旅客の良好な受入環境を形成する区域	19
VII	その他重要事項	20
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	20
2	港湾及び港湾に隣接する地域の保全	21
3	大規模地震対策施設計画	21
4	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項	22

I 港湾計画の方針

中城湾港は、沖縄本島中南部の東海岸に位置し、北の勝連半島から南の知念半島まで、3市2町2村にまたがるおよそ24,000haの広大な海域を有する港湾である。

古くは、沖縄本島中北部との間に山原船(やんばるせん)が運航し、泡瀬や与那原、馬天を中心として交易の拠点として利用されていた。

沖縄の本土復帰とともに、琉球政府から沖縄県に移管され、その後大型港湾の適地としての開発計画が検討された後、昭和49年4月に重要港湾に指定された。

昭和55年に中城湾港開発基本計画を策定し、沖縄振興開発計画に掲げる沖縄経済の自立的発展を図るための拠点として流通加工港湾の整備が位置付けられ、新港地区において土地造成(工業用地)や港湾施設の整備を推進してきた。その結果、平成15年4月に総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)に指定され、県内のリサイクル拠点及び循環資源輸送の中継拠点の役割を担うほか、平成26年6月に国際物流拠点産業集積地域(うるま・沖縄地区)に指定され、高付加価値ものづくり産業等の企業立地が進展し、新たな産業と雇用の場の創出が図られている。

地域住民の海洋性レクリエーション活動の場や新たな市街地の整備等の多様な要請に対応するため、マリンタウンプロジェクトとして西原与那原地区において、土地造成(都市機能用地、交流厚生用地等)や人工海浜、緑地、マリーナ等の港湾施設の整備を推進してきた結果、新しいまちが形成され、県民や観光客に親しまれる快適なウォーターフロント空間とともに、地域の活力創出が図られている。

また、港湾内にはエネルギー関連産業が立地しており、県内の主要なエネルギー輸送拠点として、県民の暮らしや経済の持続可能な発展に貢献している。

更に、離島航路の安定運航や漁業活動等を支える小型船だまりは、地域住民の暮らし、産業を支える重要な社会基盤として機能している。

このように中城湾港は、沖縄本島中南部東海岸地域の重要な経済基盤として、国内外の物流・産業拠点、交流・賑わい拠点等を担う重要な役割を果たしているが、中城湾港を取り巻く新たな社会経済情勢の変化や諸要請への対応が求められている。

具体的に、物流・産業面では、新港地区及び背後圏において国際物流拠点産業集積地域（うるま・沖縄地区）への立地企業の増加、背後圏への自動車関連産業の集積、バイオマス発電所の立地など、これらの企業活動を支援する物流機能の強化や効率的なサプライチェーンの形成を図る取り組みが求められている。

交流・賑わい面では、新港地区においてクルーズ船の寄港が増加し、西原与那原地区の与那原マリーナでは大型プレジャーボートが寄港するなど、国際交流拠点としての機能強化を図ることが求められている。また、西原与那原地区において、大型 MICE 施設を中心とした魅力あるまちづくりが検討されているほか、泡瀬地区においても社会経済情勢の変化を踏まえた土地利用計画の調査・検証が行われており、新たな交流拠点機能の形成に取り組むことが求められている。佐敷東地区、知念地区については、自然環境の保全や土地需要の変化等を踏まえた土地造成計画、土地利用計画の見直しを行い、新たなまちづくり計画への対応を図ることが求められている。

安全・安心面では、島しょ県である本県の港湾は海上輸送の重要な拠点であることから、切迫性が指摘されている大規模地震・津波対策への対応はもとより、高潮・高波・暴風による災害の頻発化、激甚化への対応を図ることが求められている。

持続可能な地域を形成する観点では、SDGs（持続可能な開発目標）の達成や ESG 投資（環境、社会、ガバナンス要素も考慮した投資）への関心が高まる中、環境との共生・調和に向けた取り組みのほか、カーボンニュートラルへの対応を図るため脱炭素エネルギーの受入拠点や脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化が求められている。

このような社会経済情勢の変化等に対応するため、2030年代半ばを目標として、以下の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

(1) 自立型経済の構築を支える物流・産業拠点

- ①東海岸地域の生産拠点の形成、生産性向上に寄与する産業支援港湾としての機能強化・拡充
- ②那覇港との連携・役割分担を図りつつ、流通拠点としての安定的・効率的な物流環境の創造

(2) 地域資源を活かしたアジアの誇れる国際交流拠点

- ①多彩で高付加価値の国際観光・交流拠点の形成
- ②観光・交流拠点の形成とブランド価値を生む親水空間の提供

(3) 暮らし・仕事・観光の安全・安心を支える中城湾

- ①平時から様々な用途で安心して利用できる港湾環境の整備
- ②災害に強い海上輸送ネットワーク機能の強化、確保

(4) 経済・社会・環境が統合的に向上した持続可能な中城湾

- ①良好な港湾環境の維持、生物多様性の保全等による環境との共生・調和
- ②脱炭素社会・循環型社会に貢献する港湾活動の推進

以上の方針のもと、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間を形成するため、各地区の利用ゾーニングを以下のとおり設定する。

- ①新港地区は、効率的で生産性の高い物流ターミナルの形成に向けて、既存施設の再編・強化を行うとともに、引き続き航路の新設・拡充に取り組みつつ、RORO船やPCC等に対応する施設整備など、船舶・貨物・荷役特性等を踏まえた効率的な物流断面の確保に取り組む物流・産業振興ゾーンとする。
- ②中城地区、小那覇地区、仲伊保地区は、エネルギー拠点の形成を図る物流・産業振興ゾーンとする。
- ③新港地区、泡瀬地区、西原与那原地区、安座真地区は、人々が海や港を通じて交流し、賑わい・憩うことができる空間の形成を図る親水・

交流ゾーンとする。

- ④安座真地区、津堅地区は、離島航路の安定運航を支える小型船だまりゾーンとする。
- ⑤新港地区、泡瀬地区、熱田地区、西原与那原地区、馬天地区、仲伊保地区、安座真地区、津堅地区、アギ浜地区は、地域の水産業等の振興を支援するとともにマリンアクティビティ拠点の形成を図る小型船だまりゾーンとする。
- ⑥新港地区、泡瀬地区、中城地区は、脱炭素社会・循環型社会の構築支援に取り組む共生環境創造ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次（2030年代半ば）における取扱貨物量、船舶乗降旅客数等を次のように定める。

取扱貨物量	外 貿	150万トン
	内 貿 (うちフェリー)	340万トン 10万トン
	合 計 (うちフェリー)	490万トン 10万トン
船舶乗降旅客数等		95万人

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 新港地区

金属機械工業品、特殊品等の貨物を取り扱うRORO船及び一般貨物船、自動車専用船（PCC船）の利用のため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深 13m 岸壁1バース 延長 250m
[既定計画の変更計画]

水深 12m 岸壁1バース 延長 260m
[既定計画の変更計画]

水深 11m 岸壁2バース 延長 490m
(うち190m既設) [既定計画の変更計画]

埠頭用地 30ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち18ha既設) [既定計画の変更計画]

既定計画

水深 12m 岸壁1バース 延長 240m
水深 11m 岸壁4バース 延長 760m
(うち190m既設)

埠頭用地 26ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)
(うち18ha既設)

2 旅客船埠頭計画

2-1 新港地区

大型旅客船の寄港に対応するため旅客船埠頭を次のとおり計画する。

水深10.5m 岸壁1バース 延長450m [新規計画]

埠頭用地 5ha (旅客施設用地) [新規計画]

2-2 泡瀬地区

既定計画どおりとする。

既定計画

物揚場 水深 3 m 延長 55 m

埠頭用地 1 ha (旅客施設用地)

3 フェリー埠頭計画

3-1 安座真地区

安座真～久高航路の新造船に対応するため、次のとおり計画する。

物揚場 水深 2.5 m 延長 55 m (既設) [既設の変更計画]

既設

物揚場 水深 2.5 m 延長 40 m

4 専用埠頭計画

4-1 新港地区

海上保安体制の構築に対応するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

小型栈橋 1基 [新規計画]

5 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

5-1 航路

新港地区

新港航路 水深 1.3 m 幅員 370 m [既設の変更計画]

西口航路 水深 3.5 m 幅員 40 m [既定計画]

[既定計画
西口航路 水深 3.5 m 幅員 40 m]

[既設
新港航路 水深 1.3 m 幅員 330 m]

5-2 泊地

新港地区

水深	1 3 m	面積	1 h a	[既設の変更計画]
水深	1 3 m	面積	2 h a	[既定計画の変更計画]
水深	1 2 m	面積	1 h a	[既定計画の変更計画]
水深	1 1 m	面積	1 h a	[既定計画]
水深	1 0 . 5 m	面積	3 1 h a	[既定計画の変更計画]

既定計画	水深	1 2 m	面積	2 h a
	水深	1 1 m	面積	1 h a
	水深	9 . 5 m	面積	3 9 h a

既設	泊地	水深	1 3 m

5-3 航路・泊地

新港地区

水深 13 m 面積 1 h a [既設の変更計画]

水深 13 m 面積 45 h a [既定計画の変更計画]

水深 12 m 面積 10 h a [既定計画の変更計画]

[既定計画
水深 12 m 面積 12 h a
水深 11 m 面積 1 h a]

[既設
水深 13 m]

6 外郭施設計画

船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

6-1 新港地区

防波堤（東） 延長 900 m（うち940 m既設）

[既定計画の変更計画]

なお、航路の拡幅に伴い、防波堤（東）40 mを撤去する。

[既定計画
防波堤（東） 延長 1,000 m（うち940 m既設）]

7 小型船だまり計画

7-1 泡瀬地区

既定計画どおりとする。

既定計画

泊地	水深 3 m	面積	1 h a
防波堤 (南)		延長	4 0 0 m
防波堤 (北)		延長	5 9 0 m
物揚場	水深 3 m	延長	1 0 0 m
埠頭用地	1 h a		

7-2 西原与那原地区

マリーナを利用する船舶の航路を確保するため小型船だまりを次のとおり計画する。

与那原船だまり

防波堤 (波除 3)	延長	8 0 m	[既定計画の変更計画]
防波堤 (波除 4)	延長	2 3 0 m	[既定計画]

既定計画

与那原船だまり

防波堤 (波除 3)	延長	8 0 m
防波堤 (波除 4)	延長	2 3 0 m

7-3 馬天地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深 3 m	面積	1 h a
	水深 1.5 m	面積	1 h a
物揚場	水深 3 m	延長	310 m (うち190 m既設)
船揚場		延長	135 m (うち95 m既設)
小型栈橋	1基		
埠頭用地	4 h a	(うち3 h a 既設)	

7-4 仲伊保地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深 2 m	面積	1 h a

7-5 津堅地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
物揚場	水深 2.5 m	延長	250 m (うち180 m既設)
埠頭用地	3 h a	(うち2 h a 既設)	

7-6 アギ浜地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深 2.5 m	面積	1 ha
物揚場	水深 2.5 m	延長 150 m	(うち 100 m 既設)
埠頭用地	3 ha (うち 2 ha 既設)		

8 マリーナ計画

海洋性レクリエーションの需要等に対応するため、マリーナを次のとおり計画する。

8-1 西原与那原地区

防波堤(波除 2) 延長 120 m [既定計画の変更計画]

小型栈橋 8 基 (うち 4 基既設) [既定計画の変更計画]

既定計画			
防波堤 (波除 2)	延長 150 m		
小型栈橋	8 基 (うち 4 基既設)		

8-2 泡瀬地区

既定計画どおりとする。

既定計画			
泊地	水深 3.5 m	面積	7 ha
小型栈橋	6 基		
船揚場	延長 10 m		

9 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

9-1 道路

新港地区

臨港道路1号線 [既設の変更計画]

起点 西ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4車線

臨港道路3号線 [既設の変更計画]

起点 東ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4車線

臨港道路4号線 [既設の変更計画]

起点 旅客船埠頭

終点 県道沖縄環状線 2車線

既設

臨港道路1号線

起点 西ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4車線

臨港道路3号線

起点 西ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4車線

臨港道路4号線

起点 西ふ頭

終点 臨港道路2号線 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

港湾の環境の整備を図るため、緑地を次のとおり計画する。

新港地区	緑地	31ha (うち30ha 既設)	[既設の変更計画]
泡瀬地区	緑地	23ha	[既設の変更計画]
馬天地区	緑地	1ha (うち1ha 既設)	[既定計画]
西原与那原地区	魚釣棧橋	1基	[既定計画]

既定計画			
西原与那原地区	魚釣棧橋	1基	
馬天地区	緑地	1ha (うち1ha 既設)	

既設			
新港地区	緑地	37ha	
泡瀬地区	緑地	23ha	

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画、土地利用計画及び海浜計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新港	(14) 14	(6) 6						(20) 20
泡瀬	(1) 1							(1) 1
馬天	(1) 1							(1) 1
津堅	(1) 1							(1) 1
アギ浜	(1) 1							(1) 1
合計	(17) 17	(6) 6						(23) 23

注1)：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2)：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

(単位：ha)

地区	用途 埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	工業用地	都市機能 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新港	(37) 37	(59) 59		(179) 179		(30) 30	(31) 31	(335) 392
泡瀬	(1) 1		(35) 35			(9) 13	(23) 39	(67) 95
熱田	(3) 3					(1) 1	(1) 1	(4) 9
中城		(1) 1		(20) 20				(21) 21
小那覇				(79) 79				(79) 79
西原与那原	(6) 6		(32) 32	(7) 7		(10) 18	(14) 27	(68) 141
馬天	(4) 4	(1) 1				(1) 1	(1) 1	(6) 6
佐敷東								
仲伊保	(2) 2	(1) 1		(1) 1		(1) 1		(3) 3
知念								
安座真	(1) 1					(1) 1	(1) 1	(2) 2
津堅	(4) 4					(1) 1		(4) 4
アギ浜	(3) 3					(1) 1		(3) 3
合計	(60) 60	(61) 61	(66) 66	(285) 285		(50) 62	(70) 98	(592) 755

注1)：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2)：端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3 海浜計画

既定計画どおりとする。

(単位：m)

地区	用途	海浜
泡瀬地区		(900m) 900m
西原与那原地区		(600m) 600m

注1)：() は、港湾の開発、利用及び保全並びに
港湾に隣接する地域の保全に特に密接に関連
する海浜計画で内数である。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営に関する事項

中城湾港の利用状況を踏まえるとともに、港湾利用やサービス向上について港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

2 外航旅客の良好な受入環境を形成する区域

外航船の寄港増加や大型化に対応するとともに、埠頭と一体となって外航旅客の受入拠点を形成するため、以下の区域において、外航船利用旅客のための旅客施設、その機能を確保する施設及び周辺を整備する施設を配置することを計画する。

新港地区

埠頭用地 5 h a （旅客施設用地）

緑地 4 h a

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回新規に計画する施設及び既に計画されている施設のうち、本港が国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

新港地区

新港航路	水深	1 3 m	幅員	3 7 0 m	[既設の変更計画]
泊地	水深	1 3 m	面積	2 h a	[既定計画の変更計画]
泊地	水深	1 2 m	面積	1 h a	[既定計画の変更計画]
泊地	水深	1 1 m	面積	1 h a	[既定計画の変更計画]
航路・泊地	水深	1 3 m	面積	4 5 h a	[既定計画の変更計画]
航路・泊地	水深	1 2 m	面積	1 0 h a	[既定計画の変更計画]
防波堤（東）	延長	9 0 0 m	(うち9 4 0 m既設) [既定計画の変更計画]		
岸壁1 バース	水深	1 3 m	延長	2 5 0 m	[既定計画の変更計画]
岸壁1 バース	水深	1 2 m	延長	2 6 0 m	[既定計画の変更計画]
岸壁2 バース	水深	1 1 m	延長	4 9 0 m	(うち1 9 0 m既設) [既定計画の変更計画]

2 港湾及び港湾に隣接する地域の保全

(1) 港湾における防災機能向上のための取り組み

中城湾港の機能・役割を踏まえ、災害等の危機的な事象が発生した場合には、被害を最小限に抑制し、港湾の重要機能の維持、あるいは早期回復を図るため、ハードとソフトを組み合わせた対策を講じていくものとする。

そのため、地域防災計画を踏まえ、耐震強化岸壁等のハード面の整備を推進するとともに、港湾BCPに基づき行政と民間が一体となって被災時の対応力の向上を図るなど、ソフト面での取組に努めることとする。

3 大規模地震対策施設計画

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

新港地区

水深 10.5 m 岸壁 2 バース 延長 450 m [新規計画]

道路

臨港道路 1 号線 [既設の変更計画]

起点 西ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4 車線

臨港道路 3 号線 [既設の変更計画]

起点 東ふ頭

終点 県道沖縄環状線 4 車線

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設は次のとおりである。

新港地区

水深 11 m 岸壁 1 バース 250 m [既定計画の変更計画]

道路

臨港道路 6 号線 [既設]

起点 臨港道路 7 号線

終点 県道 33 号線 4 車線

臨港道路 7 号線 [既設]

起点 東ふ頭

終点 臨港道路 6 号線 2 車線

4 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化

中城湾港におけるカーボンニュートラルポート形成に向け、次世代エネルギーの活用促進に向けた取り組みを推進するとともに、陸上電力供給による船舶のアイドリングストップなど、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化に向けた取り組みを推進する。

(2) 開発空間の留保

新港地区地先については、将来の貨物需要・土地需要に対応するための開発空間として留保し、今後、その具体化を検討する。